

# 宅地建物取引業法施行規則改正による免許申請書類の変更内容

( 現 行 )

※令和7年3月31日申請分まで

様式名	様式番号
免許申請書 (第1面～第5面)	第1号
宅地建物取引業経歴書 (第1面、第2面)	第2号 添付書類 (1)
誓約書	〃 添付書類 (2)
専任の取引士設置証明書	〃 添付書類 (3)
相談役及び顧問【法人申請のみ】	〃 添付書類 (4)
100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者【法人申請のみ】	〃 添付書類 (5)
事務所を使用する権原に関する書面	〃 添付書類 (6)
略歴書	〃 添付書類 (7)
資産に関する調書【個人申請のみ】	〃 添付書類 (8)
宅地建物取引業に従事する者の名簿	〃 添付書類 (9)
身分証明書	〃 添付書類 (10)
登記されていないことの証明書	〃 添付書類 (11)
事務所付近の地図 (案内図)	〃 添付書類 (12)
事務所の写真	〃 添付書類 (13)
貸借対照表及び損益計算書 (直前1年分)【法人申請のみ】	〃 添付書類 (14)
納税証明書	〃 添付書類 (15)
登記事項証明書	〃 添付書類 (16)
申請者の住民票抄本【個人申請のみ】	〃 添付書類 (17)
供託書写し又は保証協会の社員証明書	〃 添付書類 (18)
	〃 添付書類 (19)

宅地建物取引業の免許申請



( 変 更 後 )

※令和7年4月1日以降受付分から

様式名	様式番号	変更内容
免許申請書 (第1面～第5面)	第1号	変更なし
宅地建物取引業経歴書 (第1面、第2面)	第2号 添付書類 (1)	〃
誓約書	〃 添付書類 (2)	〃
略歴書 <u>〔※注〕</u>	〃 添付書類 (3)	様式番号・内容改正 (代表者、役員、政令使用人用)
専任の取引士設置証明書	〃 添付書類 (4)	様式番号改正
資産に関する調書【個人申請のみ】	〃 添付書類 (5)	〃
相談役及び顧問【法人申請のみ】	〃 添付書類 (6)	〃
100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者【法人申請のみ】	〃 添付書類 (7)	〃
事務所を使用する権原に関する書面	〃 添付書類 (8)	〃
略歴書 (専任の宅地建物取引士等)	〃 添付書類 (9)	〃 ※新設 (専取、顧問・相談役用)
代表者等の連絡先に関する調書	〃 添付書類 (10)	〃 ※新設
宅地建物取引業に従事する者の名簿	〃 添付書類 (11)	様式番号改正
身分証明書	〃 添付書類 (12)	〃
登記されていないことの証明書	〃 添付書類 (13)	〃
事務所付近の地図 (案内図)	〃 添付書類 (14)	〃
事務所の写真	〃 添付書類 (15)	〃
貸借対照表及び損益計算書 (直前1年分)【法人申請のみ】	〃 添付書類 (16)	〃
納税証明書	〃 添付書類 (17)	〃
登記事項証明書	〃 添付書類 (18)	〃
申請者の住民票抄本【個人申請のみ】	〃 添付書類 (19)	〃
供託書写し又は保証協会の社員証明書	〃 添付書類 (20)	〃

〔※注〕

代表者、役員、政令使用人が専任の宅地建物取引士を兼任する場合には、「添付書類 (3) 略歴書」の作成に加えて「添付書類 (8) 略歴書 (専任の宅地建物取引士等)」の作成も必要です。

# 宅地建物取引業免許（新規・更新）申請書類一覧表

令和7年4月1日以降受付分から適用

1. 提出する書類は、「別記様式第1号（第一面～第五面）」、「別記様式第2号（添付書類(1)～(10)）」及び「その他の書類」（添付書類(11)～(19)）となります。

※ 申請者の態様により、下記の○印があるものについて、書類を作成又は添付して申請してください。

2. オンラインで申請する場合を除き、免許申請書の提出部数は、正本1部・副本1部の計2部となります。（副本は受付後に返却しますので、控えとして保管してください。）

別記様式第1号		新規申請		更新申請	
		個人	法人	個人	法人
第一面	免許申請書 ※1	○	○	○	○
第二面	役員に関する事項（法人の場合） ※1	×	○	×	○
第三面	事務所、政令で定める使用人及び専任の宅地建物取引士に関する事項 ※1	○	○	○	○
第四面	専任の宅地建物取引士に関する事項 ※1	○	○	○	○
第五面	登録免許税納付書・領収証書、収入印紙又は証紙貼り付け欄 ※2	○	○	○	○
別記様式第2号		新規申請		更新申請	
		個人	法人	個人	法人
添付書類(1)	宅地建物取引業経歴書 ※3	○	○	○	○
添付書類(2)	誓約書 ※3	○	○	○	○
添付書類(3)	略歴書 …… 代表者、役員、政令で定める使用人用 ※3 ※代表者、役員、政令使用人が専任の宅地建物取引士を兼任する場合には、「添付書類(3)略歴書」の作成に加えて「添付書類(8)略歴書（専任の宅地建物取引士等）」の作成も必要です。	○	○	○	○
添付書類(4)	専任の宅地建物取引士設置証明書 ※3	○	○	○	○
添付書類(5)	資産に関する調書 ※3	○	×	○	×
添付書類(6)	（第一面）相談役及び顧問（法人の場合） ※1	×	○	×	○
	（第二面）100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしているもの（法人の場合） ※1	×	○	×	○
添付書類(7)	事務所を使用する権原に関する書面 ※3	○	○	○	○
添付書類(8)	略歴書（専任の宅地建物取引士等） …… 専任の宅建士、相談役・顧問用 ※3	○	○	○	○
添付書類(9)	代表者等の連絡先に関する調書 ※3	○	○	○	○
添付書類(10)	宅地建物取引業に従事する者の名簿 ※3	○	○	○	○
その他の書類		新規申請		更新申請	
		個人	法人	個人	法人
添付書類(11)	身分証明書 …… 代表者、役員、政令で定める使用人分 ※3	○	○	○	○
添付書類(12)	登記されていないことの証明書 …… 代表者、役員、政令で定める使用人分 ※3	○	○	○	○
添付書類(13)	事務所付近の地図 ※3	○	○	○	○
添付書類(14)	事務所の写真 ※3	○	○	○	○
添付書類(15)	貸借対照表及び損益計算書（直近の決算期分） ※3	×	○	×	○
添付書類(16)	直近1年の納税証明書 又は源泉徴収票（個人の新規申請で給与所得者であった者に限る） ※3	○	○	○	○
添付書類(17)	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※3	×	○	×	○
添付書類(18)	申請者住民票抄本 ※3	○	×	○	×
添付書類(19)	供託書写し又は保証協会の社員証明書 ※3	×	×	○	○

○上記一覧表中の※1・2・3について

※1 オンライン申請の場合は、申請画面に入力することになります。

※2 オンライン申請の場合は、郵送(簡易書留を推奨)又は建築課へ直接持参してください。

※3 オンライン申請の場合は、作成した様式や原本などをPDF等にファイル化し、アップロードしてください。

(注)

・免許の申請手数料は、33,000円（オンライン申請の場合は、26,500円）です。（鹿児島県知事免許の新規・更新申請には、鹿児島県収入証紙を貼付（オンライン申請の場合は、別途郵送又は建築課へ直接持参）してください。  
※手数料は改定されることがあります。

・免許の更新申請は、免許の有効期間満了の日の90日前から30日前までに手続を行わなければなりません。（宅地建物取引業法施行規則第3条）

・専任の宅地建物取引士に係るその他書類「①身分証明書」及び「②登記されていないことの証明書」については、令和6年5月25日以降、提出不要とされています。

・免許申請の受付時間

開庁日の午前8時30分～正午、午後1時～午後5時（\*午後4時までにはお越しく下さい。）

※ これまで、更新申請の際にお問い合わせしてきた過去5年分の取引台帳と重要事項説明書の提示については、オンライン申請の開始に伴い不要となりました。